

佐賀県空き店舗対策モデル創出事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、商店街等の中心市街地に所在する空き店舗等の活用及び流通を促進するため、地域商業の活性化を目的とした空き店舗対策モデル創出事業に取り組む事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市町が計画的に商業振興を図るエリア

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「中心市街地活性化法」という。）に基づき、市町が作成した基本計画に定める中心市街地活性化エリアのほか、特に商業振興が必要であると市町が認めるエリア

(2) 空き店舗等

市町が計画的に商業振興を図るエリア内に所在する空き店舗、空き事務所及び空き家をいう。ただし、商業施設等に入居するテナントは補助対象外とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に該当する団体又は事業者等であり、市町が計画的に商業振興を図るエリア内に所在する空き店舗等を所有する者又は所有者と賃貸借契約を結ぶ者若しくは空き店舗等の所有者から委任を受けた者とする。

(1) 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

(2) 中心市街地活性化法に規定する中心市街地活性化協議会

(3) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条の規定により設立の認証を受けた団体（以下「NPO法人」という。）

(4) 次の各号のいずれかに該当する任意の団体

ア 中小事業者の店舗等が地域的なまとまりをもって活動している団体

イ 市町、商工会議所、商工会、商店街振興組合、まちづくり会社、NPO法人等を主な構成員とし、地域商業の活性化を目的とする活動を行う団体

(5) まちづくり会社、不動産デベロッパーなど、街づくりに必要な不動産を企画・開発する事業者等

(6) その他、地域商業の活性化を図る事業を実施する者として知事が適当と認める事業者等グループ

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力

団員をいう。以下同じ。)

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (2) 法令遵守上の問題を抱える者

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象事業及び補助要件は別表1のとおり、対象経費及び補助率等は別表2のとおりとする。ただし、補助金の交付決定前に発生した経費及び補助対象経費として明確に区分できない経費は補助対象外とする。

2 補助事業者が国、地方公共団体又はその他民間団体による本補助金以外の補助金申請を行っている場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、前項の申請書を知事に提出しなければならない。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助目的及び効果に関係しない程度の事業計画の軽微な変更であって、補助金額に変更を及ぼさない場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領のとおり県内企業と契約するように努めること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(7) 別表1の事業において、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間、知事の要求に応じ、様式第8号により営業状況等について報告すること。

2 前項第2号及び第4号の規定により、知事に変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとする場合の変更又は中止若しくは廃止承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助事業遂行の状況について、知事の要求があったときは、事業の遂行状況報告書を作成し、提出しなければならない。

2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第3号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、補助金交付決定の日から20日間とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は当該会計年度の3月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、知事が必要と認めるときは概算払で交付するものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

3 規則第15条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第6号のとおりとする。

(財産の管理等)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第12条 取得財産等のうち、知事が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）別表第一、別表第二及び別表第五の規定によるものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときには、知事の承認を受けなければならない。この場合の財産処分承認申請書は、様式第7号のとおりとする。ただし、当該取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、第6条第1項各号に掲げる交付の条件を満たさないことが明らかとなった場合、同条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び以下に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助対象者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(2) 補助対象者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(3) 補助対象者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(4) 補助対象者及び補助金の交付を受けた者が第3条第2項及び同条第3項に該当する者であることが明らかとなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

別 表 1 (第4条関係)

対象事業	補助要件
市町が計画的に商業振興を図るエリア内に所在する 空き店舗等を活用したモデル創出事業	(1) 市町が指定する中心市街地や商店街等に所在する空き店舗等であること (2) 申請時点で、物件の活用方法、活用者等に見込みが立っていること (3) 改修後は、エリア周辺に波及効果が見込まれるモデル店舗として3年以上活用すること (4) 商業施設等のテナント型店舗でないこと (5) 未登記の建物でないこと (6) やむを得ない場合を除き、改修後は少なくとも10年は物件の売却をしないこと (7) 公序良俗に反する事業でないこと (8) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと

別 表 2 (第4条関係)

補助対象経費	補助率、補助限度額
改装費 （内装工事、間取り変更工事、給排水工事、電気・ガス工事、既存設置物の撤去処分費、設計費など）	<補助率> 補助対象経費の1/2以内とする。 ※算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てる。 <補助限度額> 1採択事業者につき5,000千円を限度とする。

※補助対象経費とならないもの

- ・消費税額及び地方消費税額
- ・什器、備品等の購入費